

## 外国人留学生チューター制度について（一般チューター）

外国人留学生チューター制度は、外国人留学生（以下、「留学生」という）の日本語による学習・研究成果の向上を図ることを目的に設けられたもので、留学生・海外留学相談室の担当教員のオリエンテーションを受け、活動を認められたチューター（以下、「チューター」という）が、授業や試験のサポートとして、個別の課外指導を行う活動です。

指導は、メールや電話ではなく、必ずチューターと留学生とが直接対面して行ってください。

### 1. チューターの資格

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 本学に在学する者（研究生、聴講生等非正規生は除く）
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者
- (3) 留学生・海外留学相談室担当教員のオリエンテーションを受け、活動を認められた者

#### 【注意】

- ・チューターとして活動するためには、留学生・海外留学相談室でのオリエンテーションを受ける必要があります、それ以前に行った活動については、チューター指導として認められません。

### 2. チューター制度を利用できる留学生

- (1) 学部生 . . . 本学に入学後 1 年間
- (2) 大学院生 . . . 研究生の期間を含め、本学に入学後 1 年間
- (3) 研究生 . . . 本学に入学後 1 年間。ただし、日本語初級クラス (J1)での予備教育を受けている学生は、予備教育期間 (6 か月) を含みません。
- (4) 交流学生 . . . 本学に入学後 1 年間。

#### 【注意】

- ・在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。
- ・1 人の留学生に同時に複数のチューターをつけることはできません。
- ・一橋大学の学生となった 1 年目のみ利用できる制度です。例えば、学部から修士課程に学内で進学した場合は、本制度を再度利用することはできません。
- ・休学中の学生は、本制度の利用はできません。

### 3. 対象となる指導内容

- (1) レポート・レジュメの添削
- (2) 大学院受験の勉強上のアドバイス
- (3) 履修している授業科目の解説
- (4) ゼミの専門的内容の解説

#### 【注意】

- ・対象となる指導内容は日本語の指導のみです。その他の言語の指導は対象にはなりません。
- ・原則として、日本語教育科目は指導対象になりません。ただし、次の科目は例外的に指導対象となります。

- ①各学部が開講している専門日本語科目
  - ・経済の日本語中級
  - ・経済の日本語上級Ⅰ、Ⅱ
  - ・法の日本語
  - ・社会科学の日本語上級Ⅰ、Ⅱ
- ②大学院科目としての日本語科目
  - ・特別講義 B 経済専門文献日本語
  - ・専門日本語表現技法Ⅰ
  - ・日本研究Ⅰ・法言語文化論特殊研究
- ③商学研究科 HMBA コースの専門日本語科目
  - ・日本語集中講義 A1～H1、A2～H2（留学生プログラム）

#### 4. チューター謝金

- (1) チューターには、指導のお礼として大学が「謝金（1時間＝1,070円）」を支払います。
- (2) チューター活動開始前に、**学生証、金融機関通帳のコピー**を添えて、承諾書を国際課に提出し、指導報告書の記入方法等の説明を受けてください。
- (3) 指導報告書の作成
  - ①チューターは、活動日毎に指導内容と時間を記入し、指導を受けた留学生に承認の印鑑またはサインをもらってください。
  - ②指導報告書は、活動月の翌月5日までに国際課へ提出してください。（5日が土日祝日にあたる場合はその次の平日まで）  
**提出が遅れると謝金の支払いが遅れたり、支払いが出来ない場合があります。**

#### 5. 指導時間枠（謝金の支払対象となる時間数）

下記に定める指導時間を超えての活動は、本制度として認められません。

- (1) 1ヶ月の指導時間の上限は、30時間です。
  - ※複数の留学生を担当していても、チューター1人あたりの指導時間は1ヶ月30時間が上限です。
  - ※論文チューターとして活動している場合も、合わせて30時間が上限です。
- (3) 留学生1人が受けることが出来る指導時間の合計は、1年間120時間までです。
  - ・4月入学留学生＝4月～3月の1年間で120時間
  - ・10月入学留学生＝10月～3月で60時間、4月～9月で60時間、合計120時間
- (4) 年度が変わったら、4月には必ず承諾書を再提出してください。

#### 6. 注意事項

- (1) チューターの都合等により、チューター活動を中止する場合は、必ず国際課に申し出てください。
- (2) 大学からの連絡は基本的に一橋大学 Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)に送信します。

チューター制度のルール・規則を守らない場合、もしくは留学生・海外留学相談室や国際課の指示に従わない場合、チューターには謝金を支払うことはできません。また、留学生はチューター制度を利用する権利を失うことになります。